法　規　的　告　示

○国土交通省告示第五百八十一号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十四条第一項第九号並びに同条第二項第一号、第三号及び第四号の規定に基づき、航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示（昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号）の一部を次のように改正し、令和八年四月二十四日から適用する。

令和八年四月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
別表第１　（表　略）	別表第１　（表　略）
備考１　（略）	備考１　（略）
備考２　特別規定	備考２　特別規定
表中の特別規定の欄に掲げる記号の意味は、次のとおりとする。	表中の特別規定の欄に掲げる記号の意味は、次のとおりとする。

（略）	
A67	１）　（略） ２）蓄電池（漏れ防止型）のうち、当該電池の電解液が55℃においてケースの亀裂等により漏えいしないものであり、かつ、当該電解液が遊離した液体又は吸収されない液体を含まないものであって、当該電池又は当該電池を動力源とする装置、機器及び車両を<u>ショート</u>及び不測の作動を防止する措置を講じた上で貨物として輸送する場合、当該物件は輸送禁止物件に含まれないものとする。
（略）	
A123	１）　（略） ２）<u>ショート</u>及び不測の作動を防止する措置がとられていない電池又は電池を動力源とする機器、装置及び車両は、輸送を禁止する。 ３）・４）　（略）
（略）	
A154	１）熱、火気若しくは<u>ショート</u>により危険な状態に進展するおそれがあるため通常の使用に適さないと判断されたもの又は輸送前に危険な状態に進展するおそれがないことが判断できないものは、輸送を禁止する。 ２）・３）　（略）

（略）	
A67	１）　（略） ２）蓄電池（漏れ防止型）のうち、当該電池の電解液が55℃においてケースの亀裂等により漏えいしないものであり、かつ、当該電解液が遊離した液体又は吸収されない液体を含まないものであって、当該電池又は当該電池を動力源とする装置、機器及び車両を<u>短絡</u>及び不測の作動を防止する措置を講じた上で貨物として輸送する場合、当該物件は輸送禁止物件に含まれないものとする。
（略）	
A123	１）　（略） ２）<u>短絡</u>及び不測の作動を防止する措置がとられていない電池又は電池を動力源とする機器、装置及び車両は、輸送を禁止する。 ３）・４）　（略）
（略）	
A154	１）熱、火気若しくは<u>短絡</u>により危険な状態に進展するおそれがあるため通常の使用に適さないと判断されたもの又は輸送前に危険な状態に進展するおそれがないことが判断できないものは、輸送を禁止する。 ２）・３）　（略）